

各行政委員会事務局 担当課長 様

人事室企画厚生課長

## 行政委員会委員等の報酬額の改定等について（通知）

知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年大阪府条例第11号）が公布され、平成24年4月1日から施行されることに伴い、下記のとおり行政委員会委員等の報酬額が改定されるとともに、非常勤の行政委員については、平成26年3月31日までの特例減額について、減額率を見直すこととしましたので、通知します。

また、当該条例施行に伴う日額報酬の支給方法等の取扱いについて、下記のとおりとします。

## 記

## 1 報酬額の改定

区分			改定後の額	改定前の額	備考
監査委員	常勤の監査委員	代表監査委員	月額 820,000 円	月額 910,000 円	
		代表監査委員以外の委員	月額 670,000 円	月額 740,000 円	
	非常勤の監査委員	代表監査委員	日額 38,000 円	—	*1
		識見を有する者のうちから選任された監査委員	日額 32,000 円	月額 425,000 円	*2
		府議会議員のうちから選任された監査委員	日額 32,000 円	月額 230,000 円	*2
人事委員会	常勤の委員	委員長である委員	月額 820,000 円	月額 910,000 円	
		その他の委員	月額 670,000 円	月額 740,000 円	
	非常勤の委員	委員長である委員	日額 38,000 円	月額 365,000 円	*1
		その他の委員	日額 32,000 円	月額 310,000 円	*2
教育委員会	委員長である委員	日額 38,000 円	月額 365,000 円	*1	
	その他の委員	日額 32,000 円	月額 310,000 円	*2	
選挙管理委員会	委員長である委員	日額 38,000 円	月額 365,000 円	*1	
	その他の委員	日額 32,000 円	月額 290,000 円	*2	
	臨時に補充した委員	日額 13,000 円	日額 10,000 円		
労働委員会	会長である委員	日額 38,000 円	月額 365,000 円	*1	
	公益委員	日額 32,000 円	月額 290,000 円	*2	
	労働者委員、使用者委員	日額 32,000 円	月額 230,000 円	*2	
	特別調整委員	日額 13,000 円	月額 97,000 円		

	あつせん員	日額 13,000 円	日額 10,000 円	
収用委員会	会長である委員	日額 38,000 円	月額 365,000 円	*1
	その他の委員	日額 32,000 円	月額 290,000 円	*2
	予備委員	日額 13,000 円	日額 14,000 円	
	あつせん委員	日額 13,000 円	日額 14,000 円	
	仲裁委員	日額 13,000 円	日額 14,000 円	
	参考人	3,800 円(日額) を超えない範囲内において、その都度委員会が定める額	4,200 円(日額) を超えない範囲内において、その都度委員会が定める額	
海区漁業調整委員会	会長である委員	日額 38,000 円	月額 97,000 円	*1
	その他の委員	日額 32,000 円	月額 82,000 円	*2
	専門委員	日額 32,000 円	月額 230,000 円	*2
内水面漁場管理委員会	会長である委員	日額 38,000 円	月額 49,000 円	*1
	その他の委員	日額 32,000 円	月額 36,000 円	*2
公安委員会	委員長である委員	日額 38,000 円	月額 365,000 円	*1
	その他の委員	日額 32,000 円	月額 310,000 円	*2

※備考欄中「\*1」及び「\*2」については、一月当たりの勤務日数が8日を超える場合、一月当たりの報酬額を\*1の委員は**304,000**円、\*2の委員は**256,000**円とする。

## 2 特例減額の取扱い

今回の改正に伴い、非常勤行政委員の特例減額の割合を**20%**から**3%**に見直すこととし、平成**26**年**3**月**31**までの間、引き続き報酬額の減額措置を行います。なお、常勤行政委員の特例減額の減額率は、**20%**を継続します。